

「ファイナル丸ごとバックアップ」のご使用前に必ずお読みください。

下記の使用許諾契約(以下「本契約」)は、お客様とA I データ株式会社(以下「当社」)との間に締結される契約書です。

お客様がCD-ROMの入ったプラスチックケースのビニールカバーを開封するか(ダウンロードによる購入の場合は、製品の購入ページにおいて、本契約に「同意する」をクリックしたとき)、または、ソフトウェアをインストール、複製もしくは使用した場合、お客様が本契約の条項に同意され、ソフトウェアの使用許諾契約が成立したものとみなしますので、ソフトウェアをインストールされる前に本契約書をよくお読み下さい。本契約は、ソフトウェアの使用権、保証および責任の限定について規定しています。

お客様が本契約に同意されない場合、本契約の対象となるソフトウェアのインストールおよび使用は許可されません。お客様が本契約に同意されない場合、(1)ソフトウェアを未使用のまま、(2)お買い上げから60日以内に、(3)ご購入を証明するものを添えて、(4)お買い上げ店に購入商品を全てお返し下さい。その場合は、購入代金を返金いたします。

(ダウンロードによる購入の場合には、本契約に「同意しない」をクリックして下さい。購入手続きはキャンセルされます。また、ダウンロード販売という性質上、同意のうえでご購入された製品の返品・返却は一切出来ませんのでご注意ください。)

使用許諾契約

1. 使用権の許諾

本契約は使用権の許諾についての契約です。

当社はおお客様に対し、「ファイナル丸ごとバックアップ」(以下「本ソフトウェア」)を本契約記載の条件に従い使用する権利を許諾します。本契約においてお客様に明示的に許諾されない権利は、当社に留保されます。

2. 著作権等

本ソフトウェアは、当社および本ソフトウェアの使用許諾権者の知的財産であり、著作権法、特許法、その他の国内法および国際条約により保護されています。本ソフトウェアおよびその複製物の全てならびにユーザーズマニュアルに関する著作権、特許権、商標権その他の全ての知的財産権は、当社および本ソフトウェアの使用許諾権者に帰属します。本ソフトウェアにMicrosoft社のWindows PE、Windows 自動インストールキット(AIK)または第三者のプログラムが含まれる場合、または本ソフトウェアに関連してMicrosoft社のWindows PE、Windows 自動インストールキット(AIK)を使用する場合、お客様は、それらのプログラムの使用許諾条件にも従うものとします。

3. 使用権の範囲と制限

- 1) 当社はお客様に対し、お客様が自己所有するコンピュータ(お客様が自己使用するリースまたはレンタル物件を含む)1台において本ソフトウェアをインストールして使用する非独占的、再許諾不可能で、かつ譲渡不可能な権利を許諾します。本ソフトウェアを2台以上のコンピュータにインストールして使用する場合は、追加で1台につき1ライセンスが必要となります。お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアをお客様の提供するサービス(有償無償を問わず、営利目的または付加価値サービスとして第三者に提供されるサービスを含む)の一環として使用することはできません。
- 2) 本契約で許諾された使用方法を逸脱した本ソフトウェアの使用は、全て本契約の違反になります。使用権の範囲を超えた使用について、お客様は、すみやかに当社に対して報告しなければなりません。お客様と当社は、当該使用権の範囲を超えた逸脱使用分について調整し、合意の形成をはかるものとします。逸脱使用分についての合意がなされるか、逸脱使用分の使用が中止されるまで、お客様は当社に対し、当該逸脱使用分について当社の価格表に基づいて算定される金額を補償しなければなりません。逸脱使用分の補償額は4年定額法減価償却の考えに基づいて算定されるものとします。使用権の範囲を超えた使用について当社に対する報告がなされなかった場合、お客様は当社に対し、当社の価格表に基づいて算定される逸脱使用分の使用料の3倍に相当する金額を支払うものとします。
- 3) お客様は、バックアップ目的でのみ本ソフトウェアの複製を作成することができます。ただし、複製された物には原版にある商標、著作権等の表示が全て含まれていなければならないものとし、お客様自身が複製を保持しなければならないものとします。
- 4) お客様は、本ソフトウェア、ユーザーズマニュアルおよび本ソフトウェアのシリアル番号(以下「ライセンスキー」)を貸与、販売、譲渡または公共の場へ転送することはできないものとし、また、本ソフトウェア、ユーザーズマニュアルおよびライセンスキーに担保権を設定したり、本ソフトウェアの再使用許諾を行ったりすることはできないものとします。
- 5) お客様は、本ソフトウェアをいかなる理由によっても逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、カスタマイズ、または改造できないものとします。お客様による改造等の行為に起因して何らかの障害が発生した場合、当社は、当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

4. サポートサービス

- 1) 当社は、当社が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、当該ユーザ登録の日から1年を経過する日までを有効期間として、電話またはメールによるサポートサービスを提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、サポートサービスのうち一部が有料となります。
- 2) お客様は、ユーザ登録の内容に変更が生じた際は、当社に対し遅滞なく届出を行うものとします。
- 3) サポートサービスの提供に関する当社の義務は、本条第1項記載の内容に関する合理的な努力

を行うことに限られるものとします。

- 4) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する場合は、サポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - (a) 当社が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
 - (b) 本条第2項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (c) サポートサービスの有効期間内にないお客様
 - (d) 本ソフトウェアを、第12条記載の日本語バージョン以外のオペレーティングシステムとともに使用しているお客様
 - (e) 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様
- 5) 当社は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - (a) システムの緊急保守を行うとき
 - (b) 火災等の不可抗力により、システムの運用が困難または不可能になったとき
 - (c) 上記以外の緊急事態により、当社がシステムを停止する必要があると判断するとき
- 6) お客様は、サポートサービスの有効期間が終了する日までに当社が定める手続に従い、当社と別途サポートサービス契約を締結することによって、引き続きサポートサービスの提供を受けることができます。なお、サポートサービス契約の締結には別途費用が必要となります。
- 7) 前各項にかかわらず、当社が本ソフトウェアのサポートサービスの提供を終了・中止した場合、その後、当社はおお客様に対し、サポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

5. 保証

- 1) 当社は、購入日から60日を超えない期間に限り、本ソフトウェアの媒体（以下「メディア」）に物理的な欠陥がないこと、および本ソフトウェアが通常の使用環境においてユーザーズマニュアル等に記載の通りに動作することを保証します。メディアに物理的な欠陥があった場合、本ソフトウェアに領収書等の購入日を証明するものを添えてお買い上げになった販売店までお戻し下さい。当該メディアを無料で交換いたします。その場合、交換後のメディアには、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。
- 2) なお、ダウンロードによる購入の場合には、本項規定の適用はありません。
- 3) 前項の保証を除き、当社は、本ソフトウェアがお客様のご要望に合致すること、および本ソフトウェアの動作に問題がないことを保証いたしません。本ソフトウェアは現状有姿のままお客様に提供され、本ソフトウェア、ユーザーズマニュアルその他の本契約に基づき提供されるサービスについて、当社および本ソフトウェアの使用許諾権者は、一切の保証を行いません。当社および本ソフトウェアの使用許諾権者は、本ソフトウェアの商品性、特定の目的への適合性、権利、および権利侵害について何ら保証いたしません。
- 4) 第4条第1項および第2項に記載されるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合、またはその内容に不備がある場合、当社からお客様への通知、郵便其他のご連絡の不達により生じる不利益および損害につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

5) お客様によるソフトウェアプログラム(本ソフトウェアを含むがこれに限らない)の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはユーザーズマニュアルの使用の結果、またはサポートサービスを受けたこと、もしくは第4条第4項および第5項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様または第三者に生じた間接的損害、特別損害、偶発的損害、付随的損害、結果的損害および逸失利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

6. 責任の限定

お客様の損害に対して、当社は、お客様の直接損害に対してのみ賠償責任を負うものとし、当社が負担する賠償責任の総額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払われた対価の額を上限とします。理由の如何を問わず、当社は、間接損害、特別損害、偶発的損害、付随的損害、結果損害(データの喪失を含むが、これに限りません)および逸失利益に関して賠償責任を負いません。

7. 契約の解除

- 1) お客様は、本ソフトウェアとその複製物全てを破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約に基づきお客様が支払われた一切の対価は返還されません。
- 2) 本契約に関してお客様に違反があった場合、当社がお客様に対し、文書をもって契約違反の治癒を求める通知を行った場合、通知日から30日の間に当該違反が治癒されなかったときは、当社は、本契約を終了させることができます。本契約が終了した場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできず、本ソフトウェアとその複製物全てを破棄するものとし、

8. 守秘義務

- 1) お客様は、本契約記載の内容、および本契約に関連して知り得た情報(本ソフトウェアのライセンスキー、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードおよびサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含む)につき、当社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き、方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合は、この限りではありません。ただし、その場合には、お客様は当社に対し、速やかに事前の通知を行うものとします。
- 2) 前項にかかわらず、以下の各号に定める情報については前項の規定を適用しないものとします。
 - (a) 当社の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
 - (b) 開示を受けた時に既に知っていたことを証明できる情報
 - (c) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (d) 第三者から守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (e) 書面により開示を許諾された情報
 - (f) 法律に基づき開示が求められる情報

3) 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了その他の事由によって終了したときであっても、なおその効力を有するものとします。

9. アップデート

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアのアップデートプログラムの提供をすることがあります。お客様がアップデートプログラムを受領した場合、当該アップデートプログラムは本ソフトウェアの一部として本契約に従うものとします（ただし、本契約よりアップデートプログラムに付属する契約が優先する場合は除く）。

10. 輸出

本ソフトウェアおよび付属文書は、日本、ドイツその他の国の輸出入の規制を受けることがあります。お客様は、本ソフトウェアを輸出、再輸出または輸入する場合、適用を受ける全ての法律等による規制を遵守し、お客様の責任においてそのために必要な許可を得るものとします。

11. 一般条項

- 1) 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本契約の一部の規定が無効と判断された場合、その規定は削除するものとします。
- 2) 当社は、お客様へ事前の告知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容その他の告知内容を変更できるものとし、変更後の内容を当社 web サイトに掲示するものとします。当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、変更後の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。

12. システム要件

本ソフトウェアの動作には、Windows 7、Windows 8/8.1、および Windows 10 のオペレーティングシステムの日本語版が必要です。これらのオペレーティングシステムを使用しなかった場合、本契約およびユーザーズマニュアル等に記載されたアプリケーションの内容は実現されません。なお、ネットワークを介して本プログラムを制御することはできません。

A I データ株式会社

東京都港区虎ノ門 5-1-5 メトロシティ 神谷町 4F

<https://www.aidata.co.jp/>

最終改定日：2025/02/01